主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人谷川宮太郎、同儀同保、同山田伸男、同石井将の上告趣意第一点について 所論のうち、憲法二八条違反をいう点は、公共企業体等労働関係法一七条一項の 規定が憲法二八条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであ るから(昭和四四年(あ)第二五七一号同五二年五月四日大法廷判決、刑集三一巻 三号一八二頁参照)、所論は理由がなく、その余の点は、単なる法令違反の主張で あつて、適法な上告理由にあたらない。

同第二点について

所論は、憲法二八条違反をいう点もあるが、実質は、すべて事実誤認、単なる法 令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点の一について

所論は、判例違反をいう点をも含め、実質は、すべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点の二について

所論のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は本件とは事案を異にし適切でなく、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第四点について

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第五点について

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五三年六月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江 里		清	雄
裁判官	天	野	武	_
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顈